

## 氏が変更になった方へ

## 問い合わせ 市民保険課20185-89-2133

マイナンバー:「マイナンバーカード(個人番号カード)」または「マイナンバー記載の住民票・記載事項証明書」

手 続 き・内 容 等	担当課・問い合わせ先	該当	済
	必要なもの	<b>'</b>	~
国民年金に加入されている方	市民保険課 窓口サービス係(本庁1階		1.60
<b>☎</b> 0185-89-216			
国民年金1号(自分で年金を支払っている、または免除を受けて 氏名と変更年月日を記入してください。	いる)の方は、年金手帳に変更後の		
厚生年金や共済年金加入中の方はお勤め先、国民年金第3号被保 ている配偶者の方)は、配偶者のお勤め先にお尋ねください。	険者(2号被保険者に扶養され		
年金を受給されている方	市民保険課 窓口サービス係(本庁1階 20185-8		160
国民年金・厚生年金をお受け取りの方は、総合窓口⑩~⑫番で 手続きが必要な場合がありますのでお尋ねください。	□基礎年金番号が分かるもの(年金 手帳、年金証書など)またはマイ ナンバー(本人)	)	100
※共済年金等をお受け取りの方は、それぞれの団体へお尋ねくだ	さい。		
国民健康保険に加入されている方	市民保険課 国民健康保険係(本庁1階) 20185-8		166
総合窓口⑩~⑫番で手続きをしてください。	□マイナンバー (本人・世帯主) □変更前の資格確認書等		
国保から他の健康保険に変わる方は、総合窓口⑩〜⑫番で資格 喪失の手続きをしてください。	□今までの資格確認書等 □新しい資格確認書等 □マイナンバー(本人)		
他の健康保険から国保に変わる方は、総合窓口⑩〜⑫番で資格 取得の手続きをしてください。	□資格喪失証明書 □マイナンバー (本人)		
他の健康保険の方は、お勤め先にお尋ねください。			
後期高齢者医療制度に加入されている方	市民保険課後期高齢者・福祉医療係 (本庁1階) ☎0185-8	39-2	<mark>159</mark>
総合窓口⑩~⑫番で手続きをしてください。(資格確認書等は 郵送します。)	□資格確認書等 □マイナンバー(被保険者)		
介護保険被保険者証をお持ちの方	長寿いきがい課 介護保険係(本庁1階 ☎0185-8		<mark>157</mark>
総合窓口⑩~⑫番で手続きをしてください。 (被保険者証は郵送	します。)		

   手続き・内容等	担当課・問い合わせ先	該当	済
ナ 椀 さ ・ 闪 谷 寺	必要なもの	<b>/</b>	<b>/</b>
福祉医療費受給者証(マル福カード)をお持ちの方	市民保険課後期高齢者·福祉医療係		
個性区原具文和有証(マル個刀 「つを切すつり)」	(本庁1階) ☎0185-8	39-2	<b>159</b>
・能代市の国保加入者→総合窓口⑩~⑫番で手続き ・社会保険加入者→市民保険課①~④番で手続き ※健康保険が変更となる場合、受給者の資格確認書等(新しい氏のもの)が発行されてから、後日手続きをしてください。  申請期限:令和 年 月 日( )まで ※上記以降も手続きは可能ですが、手続きが遅れる場合は事前にご連絡ください。	□マル福カード □受給者の資格確認書等		
印鑑登録されている方	市民保険課 窓口サービス係(本庁1階 20185-8		133
変更前の氏を含む印鑑を登録している方は、登録が廃止されます。印鑑登録証を総合窓口⑩~⑫番へ返却してください。	□印鑑登録証		
マイナンバーカード(個人番号カード)、住基カードをお持ちの方	市民保険課 窓口サービス係(本庁1階 20185-8		133
総合窓口⑩〜⑫番で手続きをしてください。各種カードに新住 所等の記録・記載を行います。	□所有している各種カード □委任状(代理人が手続きする場 合)		
【マイナポータルで公金受取口座を登録されている方】 金融機関で口座名義の変更をしていただいた後に、マイナポータ ■	ルでの手続きをしてください。 <b>ロナル・</b> ルログイン→ <b>101</b>		
あきた結婚応援パスポート	移住定住推進課 移住定住相談窓口「のしてイオンタウン能代) <b>☎</b> 0185-7		
総合窓口⑩~⑫番で手続きをしてください。	TOTOS I		101
身障手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・自立支援 医療受給者証(更生医療・精神通院)をお持ちの方	福祉課 ふれあい福祉係(本庁1階) <b>☎</b> 0185-8	39-2	153
福祉課⑪~⑳番で手続きをしてください。	□各種手帳、自立支援医療受給者証 □マイナンバー		
障害福祉サービス受給者証・障害児通所受給者証をお持 ちの方	福祉課 ふれあい福祉係(本庁1階) <b>☎</b> 0185-8	39-2	153
福祉課⑪〜⑳番で手続きをしてください。	□障害福祉サービス受給者証 □障害児通所受給者証		
特別児童扶養手当を受給されている方	福祉課 ふれあい福祉係(本庁1階) <b>☎</b> 0185-8	39-2	153
手続きが必要な場合がありますので、福祉課頃〜図番でご確認く	ださい。		

手 続 き・内 容 等	担当課・問い合わせ先 必要なもの	該当	済
児童手当を受給されている方	子育て支援課 こども福祉係(本庁2階 ☎0185-8		946
子育て支援課で手続きをしてください。 ※児童手当は、原則として父母等の所得が高い方が受給者になります。 ※受給者の変更手続きの場合、婚姻日または養子縁組をした日の翌日から15日以内に手続きをしてください。	□請求者の資格確認書等(市国保の方は不要) ※3歳未満の児童がいる場合のみ必要 □請求者の通帳またはキャッシュカード □マイナンバー(請求者と配偶者) □(代理申請の場合)委任状 【引き続き受給する場合】 □マイナンバー(配偶者)  子育て支援課 こども家庭センター(本	- <b>亡</b> つ限	<b>比)</b>
児童扶養手当を受給されている方	<b>☎</b> 0185-8		
子育て支援課で手続きをしてください。 ※支給停止になっている場合を含みます。	※状況によって必要なものが異なり ます。詳しくはお問合せください		
能代市すまいる♡めんchoco定期便を利用されている方	子育て支援課 こども家庭センター(本 ☎0185-8		
O歳児の子どもがいる方で、能代市すまいる♡めんchoco定期便を で手続きをしてください。	利用されている方は、子育て支援課		
成人に対する風しんの予防接種費用の補助について (妊娠を希望する女性等)	子育て支援課 こども家庭センター(本 20185-8		
妊娠を希望する女性等を対象に風しんの予防接種費用の補助を行	っています。		
⑩~⑫番でお知らせをお受け取りください。			
<ul><li>⑩~⑫番でお知らせをお受け取りください。</li><li>結婚祝い金</li></ul>	移住定住推進課 移住定住相談窓口「のしる (イオンタウン能代) ☎0185-7		-
			-
結婚祝い金 婚姻した夫婦1組当たり5万円を支給します。能代市移住定住相談窓口(イオンタウン能代内、総合政策課)または二ツ井地域局で手続きをしてください。 【支給要件】 ・婚姻日に夫婦いずれか一方の年齢が49歳未満であること ・申請日に夫婦双方の住民登録が能代市にあること ・申請日に夫婦双方の住民登録が能代市にあること ・夫婦双方が2年以上能代市内に居住する意思があること ・夫婦双方、またはいずれか一方が過去に結婚祝い金の交付を受けていないこと ・市税等に滞納がないこと 〔年齢・所得要件に該当すると、結婚新生活支援事業補助金(最大30	<ul><li>(イオンタウン能代) ☎0185-7</li><li>□戸籍謄本</li><li>□請求者名義の通帳</li><li>※婚姻の日から起算して6ヶ月以内</li></ul>	74-6 3暮ら	<mark>767</mark> <mark>ਗ੍</mark> ਹ
結婚祝い金 婚姻した夫婦1組当たり5万円を支給します。能代市移住定住相談窓口(イオンタウン能代内、総合政策課)または二ツ井地域局で手続きをしてください。 【支給要件】 ・婚姻日に夫婦いずれか一方の年齢が49歳未満であること・申請日に夫婦双方の住民登録が能代市にあること・夫婦双方が2年以上能代市内に居住する意思があること・夫婦双方、またはいずれか一方が過去に結婚祝い金の交付を受けていないこと・市税等に滞納がないこと(年齢・所得要件に該当すると、結婚新生活支援事業補助金(最大30万円または60万円)も申請できる場合があります。〕	<ul> <li>(イオンタウン能代) ☎0185-7</li> <li>□戸籍謄本</li> <li>□請求者名義の通帳</li> <li>※婚姻の日から起算して6ヶ月以内に申請してください。</li> <li>移住定住推進課 移住定住相談窓口「のしてイオンタウン能代) ☎0185-7</li> <li>する費用(最大30万円または60</li> </ul>	74-6 3暮ら	<mark>767</mark> <mark>ਗ੍</mark> ਹ
結婚祝い金  婚姻した夫婦1組当たり5万円を支給します。能代市移住定住相談窓口(イオンタウン能代内、総合政策課)または二ツ井地域局で手続きをしてください。 【支給要件】 ・婚姻日に夫婦いずれか一方の年齢が49歳未満であること・申請日に夫婦双方の住民登録が能代市にあること・夫婦双方が2年以上能代市内に居住する意思があること・夫婦双方、またはいずれか一方が過去に結婚祝い金の交付を受けていないこと・市税等に滞納がないこと「年齢・所得要件に該当すると、結婚新生活支援事業補助金(最大30万円または60万円)も申請できる場合があります。〕  結婚新生活支援事業補助金  婚姻日の満年齢が39歳以下のご夫婦に、引越し費用や住居に関万円)を助成しています(所得要件あり)能代市移住定住相談窓	<ul> <li>(イオンタウン能代) ☎0185-7</li> <li>□戸籍謄本</li> <li>□請求者名義の通帳</li> <li>※婚姻の日から起算して6ヶ月以内に申請してください。</li> <li>移住定住推進課 移住定住相談窓口「のしてイオンタウン能代) ☎0185-7</li> <li>する費用(最大30万円または60</li> </ul>	74-6 74-6 74-6	<del>767</del> <del>767</del> 767
結婚祝い金  婚姻した夫婦1組当たり5万円を支給します。能代市移住定住相談窓口(イオンタウン能代内、総合政策課)または二ツ井地域局で手続きをしてください。 【支給要件】 ・婚姻日に夫婦いずれか一方の年齢が49歳未満であること・申請日に夫婦双方の住民登録が能代市にあること・夫婦双方が2年以上能代市内に居住する意思があること・夫婦双方、またはいずれか一方が過去に結婚祝い金の交付を受けていないこと・市税等に滞納がないこと 「年齢・所得要件に該当すると、結婚新生活支援事業補助金(最大30万円または60万円)も申請できる場合があります。〕  結婚新生活支援事業補助金  婚姻日の満年齢が39歳以下のご夫婦に、引越し費用や住居に関万円)を助成しています(所得要件あり)能代市移住定住相談窓政策課)でご相談ください。	(イオンタウン能代) ☎0185-7 □戸籍謄本 □請求者名義の通帳 ※婚姻の日から起算して6ヶ月以内に申請してください。  移住定住推進課 移住定住相談窓口「のしてイオンタウン能代) ☎0185-7 □する費用(最大30万円または60万円または60万円または総合) 学校教育課 学校教育係 (二ツ井町庁舎2階)☎0185-7	74-6 74-6 74-6	<del>767</del> <del>767</del> 767
結婚祝い金  婚姻した夫婦1組当たり5万円を支給します。能代市移住定住相談窓口(イオンタウン能代内、総合政策課)または二ツ井地域局で手続きをしてください。 【支給要件】 ・婚姻日に夫婦双方の住民登録が能代市にあること ・申請日に夫婦双方の住民登録が能代市にあること ・夫婦双方が2年以上能代市内に居住する意思があること ・夫婦双方、またはいずれか一方が過去に結婚祝い金の交付を受けていないこと ・市税等に滞納がないこと 「年齢・所得要件に該当すると、結婚新生活支援事業補助金(最大30万円または60万円)も申請できる場合があります。〕  結婚新生活支援事業補助金  婚姻日の満年齢が39歳以下のご夫婦に、引越し費用や住居に関万円)を助成しています(所得要件あり)能代市移住定住相談窓政策課)でご相談ください。  小・中学校に在学している児童・生徒がいる方	(イオンタウン能代) ☎0185-7 □戸籍謄本 □請求者名義の通帳 ※婚姻の日から起算して6ヶ月以内に申請してください。  移住定住推進課 移住定住相談窓口「のしてイオンタウン能代) ☎0185-7 □する費用(最大30万円または60万円または60万円または総合) 学校教育課 学校教育係 (二ツ井町庁舎2階)☎0185-7	74-6 74-6 73-52	767 767 281

手 続 き・内 容 等	担当課・問い合わせ先 必要なもの <b>✓</b>	済
水道を使用されている方	水道課 水道管理係(本庁2階) ☎0185-52-	5221
水道課で手続きをしてください。		
浄化槽を使用されている方	下水道課 下水道管理係(本庁2階) <b>☎</b> 0185-89-2	2202
下水道課または二ツ井地域局建設課で名義変更等の手続きをして	ください。	
農業集落排水施設を使用されている方	下水道課 下水道管理係(本庁2階) <b>☎</b> 0185-89-2	2202
下水道課で名義変更等の手続きをしてください。		